

基安労発第 0513001 号

平成 17 年 5 月 13 日

都道府県労働局労働基準部

労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

(公 印 省 略)

熱中症による死亡災害発生状況（平成 16 年分）について

熱中症の予防対策については、平成 8 年 5 月 21 日付け基発第 329 号「熱中症の予防について」により指示されているところである。

平成 16 年における熱中症による死亡災害の発生状況については別添のとおりであるので、同通達と併せて、熱中症の予防対策の徹底に努められたい。

なお、熱中症の発生は、死亡に至らずとも春先から発生し、例年 6 月には死亡災害の発生が見られることから、あらゆる機会を通じ、事業主等に対し、その対策が現時点から十分に準備等がなされるよう指導されたい。

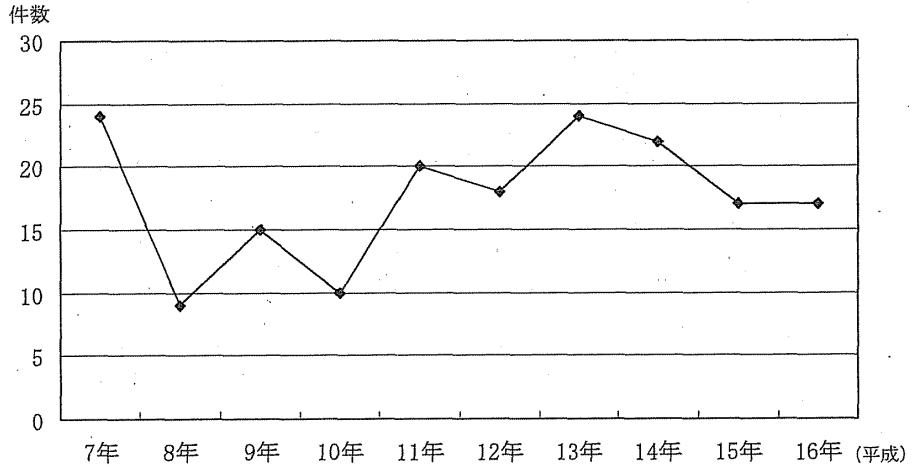
熱中症による死亡災害発生状況

1 熱中症による死亡者数の推移（平成7～16年分）

過去10年間の熱中症による死亡者数の推移を見ると、平成7年の猛暑に20名以上の死亡災害が発生し、その後3年程は10名前後で推移し、平成11年からは、毎年20名前後の死亡災害が発生している。

熱中症による死亡災害発生件数の推移（平成7～16年分）

年(平成)	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
発生件数	24	9	15	10	20	18	24	22	17	17



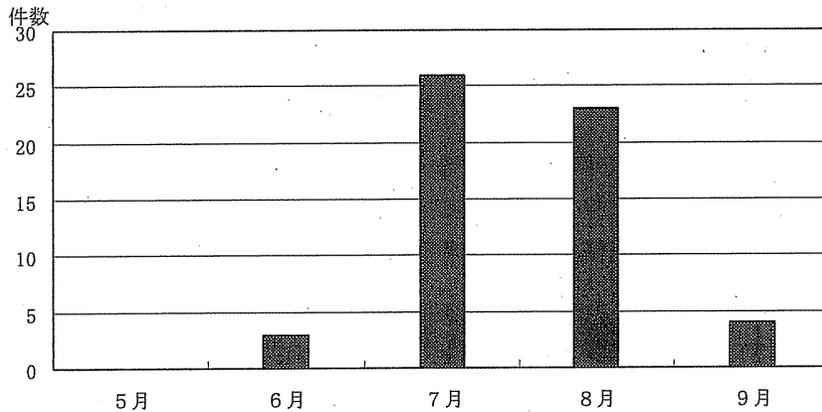
2 月別被災状況（平成14～16年分）

月別の被災状況をみると、例年7月および8月に集中している。

7月、8月以外の月においても、労働負荷によって体内の筋肉から大量の熱を発生するような状態となる場合や脱水などの影響によっては、発生する例もみられる。

月別被災状況（平成14～16年分）

月	5月	6月	7月	8月	9月	計
平成14年	0	0	10	12	0	22
平成15年	0	2	4	8	3	17
平成16年	0	1	12	3	1	17
計	0	3	26	23	4	56



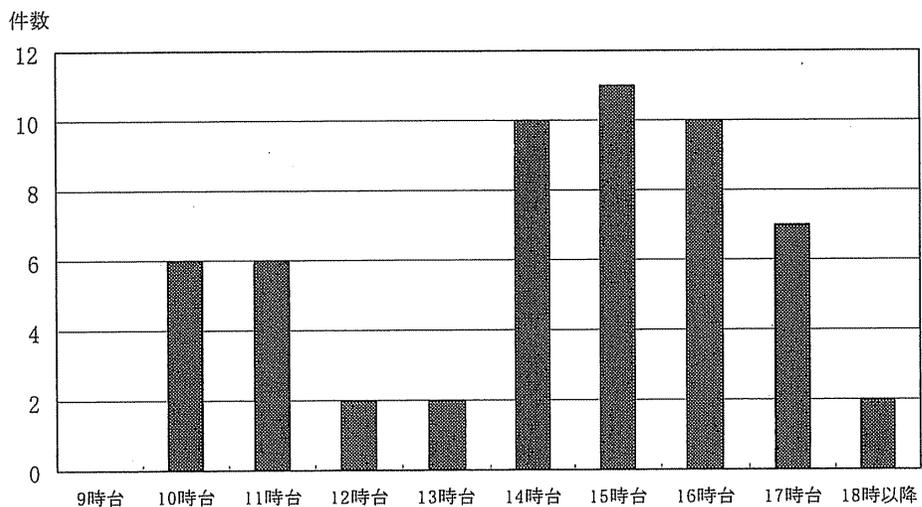
3 時間帯別被災状況 (平成14～16年分)

時間帯別の被災状況を見ると、午後2時台から午後4時台の間に多発している。この時間帯は気温が最も上昇し、また、疲労も蓄積するときであり、作業中のこまめな休憩と十分な水分及び塩分の補給が重要である。また、午前中にも注意を要する。

なお、体調不良を訴える等の発症の兆候が確認できる時間は、作業開始から比較的短時間の例もみられる。

時間帯別被災状況 (平成14～16年分)

時間帯	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時以降	計
平成14年	0	2	2	2	0	4	2	5	4	1	22
平成15年	0	4	1	0	0	2	4	4	1	1	17
平成16年	0	0	3	0	2	4	5	1	2	0	17
計	0	6	6	2	2	10	11	10	7	2	56

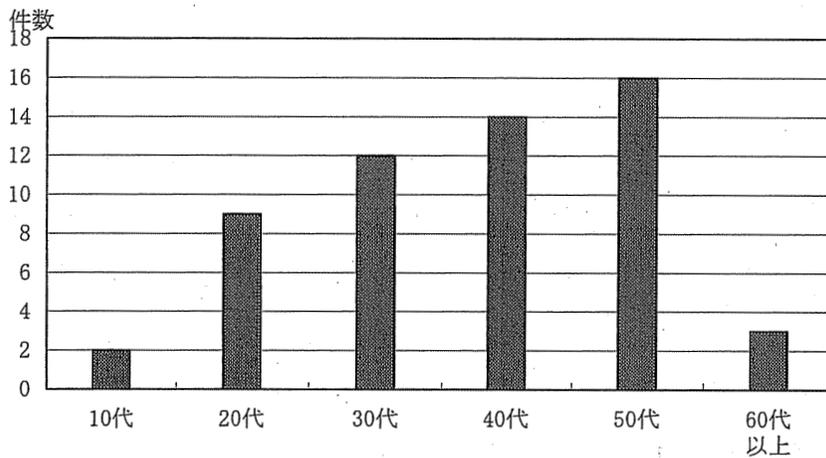


4 被災者の年代別被災状況（平成14～16年分）

被災者の年代別の被災状況をみると、20代～50代が多くなっている。

被災者の年代別被災状況（平成14～16年分）

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	計
平成14年	1	4	6	4	5	2	22
平成15年	0	3	5	4	5	0	17
平成16年	1	2	1	6	6	1	17
計	2	9	12	14	16	3	56

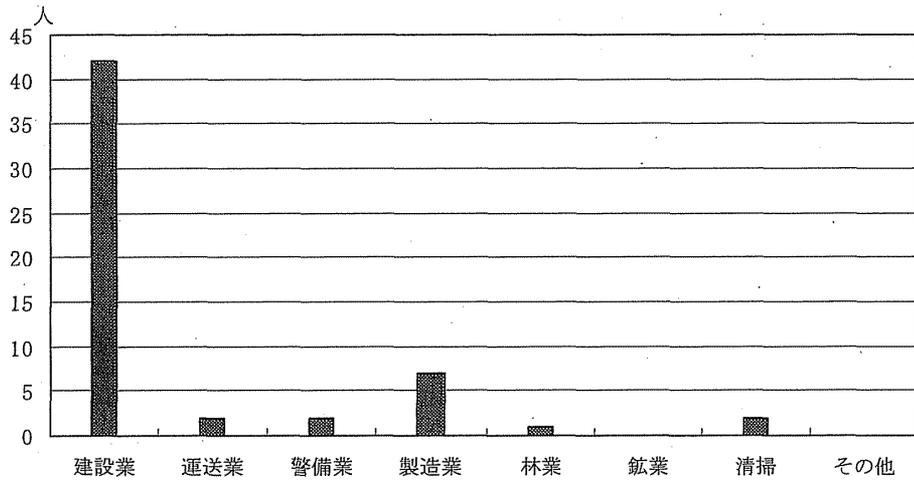


5 業種別被災状況（平成14～16年分）

業種別の被災状況をみると、建設業が圧倒的に多く、また、建設業以外の業種においても、屋外における作業において多発していることから、直射日光下での屋外作業については、特に注意を要するものである。

業種別被災状況（平成14～16年分）

業種	建設業	運送業	警備業	製造業	林業	鉱業	清掃	その他	計
平成14年	18	1	0	1	0	0	2	0	22
平成15年	11	1	1	3	1	0	0	0	17
平成16年	13	0	1	3	0	0	0	0	17
計	42	2	2	7	1	0	2	0	56

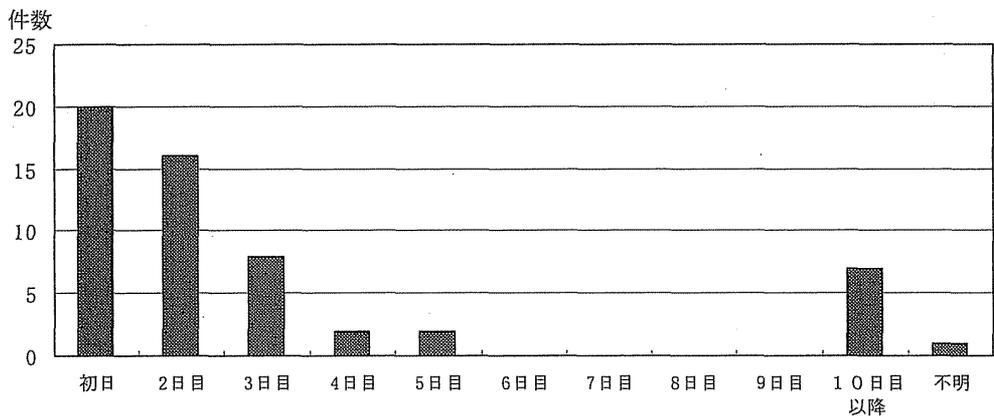


6 作業日数別被災状況（平成14～16年分）

作業日数別の被災状況をみると、作業開始から数日の間での発生がほとんどである。とくに作業開始初日に多発している。高温環境下で作業を行う場合には、労働者に対し、作業開始前の安全衛生教育、体調の確認及び作業開始後各日の予防対策の実施状況を確認することが不可欠である。

作業日数別被災状況（平成14～16年分）

	初日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目以降	不明	計
平成14年	11	5	4	0	0	0	0	0	0	2	0	22
平成15年	4	5	2	2	1	0	0	0	0	3	0	17
平成16年	5	6	2	0	1	0	0	0	0	2	1	17
計	20	16	8	2	2	0	0	0	0	7	1	56



7 その他

- (1) 熱中症と疑われる症状が現れているにもかかわらず、本人及び周囲の作業者に熱中症の認識がないことから、症状が悪化してはじめて病院へ搬送するという例が多く見られる。

高温、直射日光下等で作業を行わせる場合には、あらかじめ作業員全員に対し、熱中症予防を含む労働衛生教育を確実に実施するとともに、作業中における巡視等により、当該作業員の健康状態の確認を行うことが熱中症の予防・早期発見には極めて重要である。

- (2) 高温環境下における作業の危険性について認識がないまま、直射日光下等での連続作業等が行われている場合に被災している例が少なからず認められる。

作業当日の天気予報等により、気温、湿度等の上昇が予想される場合は、日陰などの涼しい場所における休憩時間を頻繁にとる作業計画を立てる等、作業員の健康状態等を考慮した作業を行わせることが重要である。

- (3) 水分補給用に水、お茶及び清涼飲料水等が準備され、それらにより水分補給を行っていても塩分の補給がない場合には被災している例が少なからず認められる。

塩あるいは塩分を含んだ飲料等により、水分補給とともに塩分の補給を必ず行わせることが重要である。

- (4) 症状が軽いときに、医師による治療を受けさせることなく休憩させていたところ、急に症状が悪化して手遅れになる例が少なからず認められる。

熱中症と疑われる症状が認められた場合には、たとえ症状が軽いと思われる場合であっても、直ちに医師に受診させることが重要である。

- (5) 被災者の中には、被災当日以前に体調を崩していた例も少なからず認められる。

特にこのような者については、作業当日の健康状態を十分に把握した上で作業を行わせることが重要である。

平成16年 熱中症死亡災害発生状況

番号	発生月	業種	気温 (℃)	相対 湿度 (%)	年齢	発生状況	主な発生原因
1	6	その他の 事業 (警備業)	28℃	72%	50才 代	イベント会場の駐車場において、被災者は午前8時頃から、車の誘導業務に従事していた。午前11時10分頃になって、被災者に足がふらつき真っ直ぐに歩行できない等の症状が現れたことから、休憩を取っていたが、午後4時頃から再び職務に復帰し、午後6時30分頃まで従事していた。翌々日から病院で受診していたが、6日目に重篤な状態となり、9日目に死亡した。	①熱中症予防の教育が未実施 ②水分・塩分の補給指導が不十分 ③応急処置が不十分
2	7	製造業	34℃	54%	40才 代	屋外の製品置場において、被災者は午前8時30分頃から、製品の検査業務等に従事していた。午後4時頃になって、被災者は体調不良を訴え、休憩室等で休憩を取っていたが、午後5時25分頃、椅子に座ったまま足で壁を蹴る等の異常な行動を取るようになったことから、救急車で病院へ搬送されたが、翌日に死亡した。	①休憩時間の不足 ②健康状態の把握が不十分 ③熱中症予防の教育が未実施 ④応急措置が不十分
3	7	建設業	33℃	58%	60才 代	ビル新築工事現場において、被災者は午前7時30分頃から、コンクリートの打設作業等に従事していた。午後2時40分頃、体調が悪そうな被災者に気付いた同僚が、被災者を休ませたが、5分後に現場に戻ってきた。そして、午後3時40分頃、ブロック塀の横で仰向けに倒れ、ひどく痙攣している被災者が発見され、氷で体を冷やす等の応急処置が施された後、救急車で病院へ搬送されたが、まもなく死亡した。	①健康状態の把握が不十分 ②熱中症予防の教育が不十分
4	7	建設業	33℃	54%	40才 代	ビル新築工事現場において、被災者は型枠の解体作業等に従事していた。午後4時30分頃、足場を下りてくる被災者に異変が生じていることに気付いた者が被災者をベランダに寝かせていたが、意識が朦朧とした状態であったことから、事業主が被災者を車で自宅に連れ帰った。やがて、被災者は意識不明の状態に陥り、病院へ搬送されたが、既に死亡していた。	①休憩時間の不足 ②健康状態の把握が不十分 ③熱中症予防の教育が未実施 ④応急措置が不十分
5	7	建設業	35℃	37%	10才 代	木造家屋改修工事現場において、被災者は午前8時頃から、解体作業等に従事していた。午後3時30分頃になって、被災者に足元がふらつく症状が現れたことから、木陰で休憩を取っていた。そして、午後5時頃、作業を終えた同僚が被災者に声を掛けるも返答がなかったことから、救急車で病院へ搬送されたが、まもなく死亡した。	①塩分の不備 ②健康状態の把握が不十分 ③熱中症予防の教育が未実施 ④応急措置が不十分
6	7	建設業	30℃	60%	40才 代	工場新築工事現場において、被災者は午前8時頃から、屋根部材の段取り作業等に従事していた。午後2時20分頃からの休憩中に、被災者が体調不良を訴えたことから、同僚は被災者を残し仕事に戻った。そして、午後3時30分頃、意識不明の状態である被災者が発見され、救急車で病院へ搬送されたが、まもなく死亡した。	①水分・塩分の補給指導が不十分 ②熱中症予防の教育が不十分 ③応急処置が不十分
7	7	建設業	36℃	42%	20才 代	木造家屋改修工事現場において、被災者は午前9時頃から、外壁の張替作業等に従事していた。午後3時20分頃、ブロック塀にもたれかかっている被災者が発見され、同僚が声を掛けるも返答がなく、被災者は2軒隣の民家の花壇まで歩き座り込んでしまった。被災者の身体を冷やす等の応急措置が施された後、救急車で病院へ搬送されたが、まもなく死亡した。	①休憩時間の不足 ②健康状態の未把握 ③熱中症予防の教育が不十分

平成16年 熱中症死亡災害発生状況

番号	発生日	業種	気温 (℃)	相対 湿度 (%)	年齢	発生状況	主な発生原因
8	7	建設業	34℃	52%	40才代	電柱新設工事現場において、被災者は午前10時頃から、道路の舗装工事等に従事していた。午後1時15分頃、被災者がトラックの荷台に積載されていたアスファルト合材を降ろそうとした際、突然倒れたため、被災者は近くの木陰に寝かされ、常備していたペットボトルの水で体を冷やす等の応急措置が施された後、救急車で病院へ搬送されたが、2日後に死亡した。	①塩分の不備 ②休憩時間の不備 ③健康状態の未把握 ④熱中症予防の教育が不十分
9	7	建設業	31℃	60%	40才代	道路舗装工事現場において、被災者は午前8時頃から、法面の復旧作業等に従事していた。午後2時45分頃になって、被災者は、体調不良を訴え、近くの駐車場に止めていたトラック内で休憩を取っていた。午後4時10分頃、意識不明の状態で見倒れている被災者が発見され、救急車で病院へ搬送されたが、既に死亡していた。	①休憩場所が不十分 ②塩分の不備 ③休憩時間の不足 ④健康状態の把握が不十分 ⑤熱中症予防の教育が未実施 ⑥応急措置が不十分
10	7	建設業	33℃	47%	50才代	ビル改修工事現場において、被災者は午前8時頃から、解体作業等に従事していた。午後3時頃から被災者は休憩を取っていたが、その後、意識が朦朧とした状態の被災者が発見され、同僚が被災者を支えながらワゴン車まで歩かせ、当該ワゴン車の後部座席に寝かせる等の措置が取られた後、救急車で病院へ搬送されたが、まもなく死亡した。	①塩分の不備 ②熱中症予防の教育が不十分 ③応急措置が不十分
11	7	建設業	33℃	58%	30才代	木造建築工事現場において、被災者は午前8時10分頃から、たる木等の取付作業等に従事していた。午後5時頃、後片付け作業中に、被災者に真っ直ぐに歩行できない等の症状が現れたことから、休憩を取っていた。そして、後片付け作業を終えた同僚が被災者を病院へ搬送したが、翌日死亡した。	①水分・塩分の補給指導が不十分 ②健康状態の未把握 ③熱中症予防の教育が不十分 ④応急処置が不十分
12	7	製造業	33℃	49%	40才代	納品先の工事現場において、被災者は8時30分頃から、品質試験の作業等に従事していた。当該作業終了後、被災者の体調を気づかった現場監督の制止をきかず、午前11時10分頃、被災者は車で当該現場を出発したが、午前11時30分頃、車の運転席にて意識が朦朧とした状態の被災者が発見され、救急車で病院へ搬送されたが、まもなく死亡した。	①健康状態の把握が不十分 ②熱中症予防の教育が不十分
13	7	建設業	32℃	70%	50才代	土木工事現場において、被災者は午前7時50分頃から、U字溝の運搬作業等に従事していた。午後1時35分頃になって、被災者は作業を中断し、トラックに乗車した。午後1時40分頃、トラックの後席に横になっている被災者に気付いた同僚が声を掛けるも返答がなかったことから、救急車で病院へ搬送されたが、既に死亡していた。	①塩分の不備 ②熱中症予防の教育が未実施
14	8	建設業	29℃	53%	50才代	造成工事現場において、被災者は午前8時頃から、土木作業等に従事していた。午後1時頃から、被災者はトラックの荷台の上で生コンをバケツに入れ、当該バケツを同僚に渡す作業に従事していたが、午後2時20分頃、荷台の上でバケツに手を付いた姿勢のまま動かなくなった被災者に気付いた同僚が声を掛けるも返答がなかった。被災者のシャツを脱がし、保冷剤で冷やす等の応急措置が施された後、病院へ搬送されたが、20日後に死亡した。	①塩分の不備 ②健康状態の把握が不十分 ③熱中症予防の教育が不十分

平成16年 熱中症死亡災害発生状況

番号	発生月	業種	気温 (℃)	相対 湿度 (%)	年齢	発生状況	主な発生原因
15	8	製造業	室内 37℃	室内 47%	50才 代	発泡樹脂製造工場において、被災者は午前5時20分頃から、成型機で加工された製品の運搬作業等に従事していた。当該作業を勤務終了時間である午後2時まで行った後、午後2時5分頃から、被災者は休憩室内で椅子に腰を掛けて休憩を取っていた。そして、午後2時25分頃、休憩室に来た同僚が椅子の上で横になっている被災者に声を掛けるも返答がなかったことから、救急車で病院へ搬送されたが、まもなく死亡した。	①塩分の不備 ②休憩時間の不足 ③熱中症予防の教育が未実施
16	8	建設業	34℃	49%	20才 代	ビル新築工事現場において、被災者は午前8時15分頃から、鉄筋圧接作業等に従事していた。午後3時15分頃、予定していた作業を終え、後片付け作業中に、意識が朦朧とした状態の被災者が発見され、救急車で病院へ搬送されたが、まもなく死亡した。	①健康状態の未把握 ②熱中症予防の教育が不十分 ③応急処置が不十分
17	9	建設業	30℃	42%	50才 代	道路舗装工事現場において、被災者は午前8時15分頃から、ガードレールの設置作業等に従事していた。午前11時40分頃、被災者は体調不良を訴え、日陰で休憩を取り、また、同僚が動くことができない被災者にお茶と氷を渡した。その後、意識不明の状態である被災者が発見され、病院へ搬送されたが、まもなく死亡した。	①健康状態の未把握 ②熱中症予防の教育が不十分 ③応急処置が不十分

熱中症の都道府県別死亡者数（平成12年～16年）

都道府県	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	都道府県合計
北海道	1				1	2
青森						0
岩手		1				1
山形						0
秋田					1	1
宮城	1	1				2
福島			1			1
茨城			1			1
栃木					1	1
群馬						0
埼玉			2	2	2	6
千葉	1	1	3			5
東京	2	1	3	2	2	10
神奈川	1			2		3
新潟	1		1			2
富山		1	1			2
石川			1			1
福井					1	1
山梨						0
長野			1			1
岐阜				1		1
静岡	1	1	1		1	4
愛知	1	1	2		3	7
三重			2			2
滋賀	1			1		2
京都						0
大阪		5				5
兵庫	2	3		1	1	7
奈良		2		1		3
和歌山						0
鳥取						0
島根						0
岡山		1		1		2
広島					1	1
山口		1		2	1	4
徳島						0
香川			1			1
愛媛	1	1				2
高知						0
福岡	2			1		3
佐賀		1				1
長崎		1			1	2
熊本	2					2
大分						0
宮崎		1		1		2
鹿児島	1	1		1	1	4
沖縄			2	1		3
合計	18	24	22	17	17	98